

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海上幕僚監部総務部長

(公 印 省 略)

防衛大臣の承認を要する契約の処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

なお、令和7年3月24日以降申請するものから適用し、防衛大臣の承認を要する契約の処理要領について（通知）（海幕経第4759号。20.6.24）は同日をもって廃止する。

関連文書：装管調第77号（27.10.1）

添付書類：別 紙

写送付先：海上幕僚監部各部等の長
部内全般

防衛大臣の承認を要する契約の処理要領

1 趣 旨

関連文書に定めるもののほか、防衛大臣（以下「大臣」という。）の承認を要する契約の処理要領について定める。

2 用語の定義

（１）予決令

予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）をいう。

（２）契約担当官等

会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。

（３）申請者

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号。以下「訓令」という。）第１６条に基づく大臣の承認又は大臣への報告を要する契約を所掌する契約担当官等の属する部隊等の長をいう。

（４）防衛装備庁物別課長等

人事教育局衛生官、防衛政策局運用政策課長及び防衛装備庁調達管理部調達企画課長をいう。

（５）担当課長

大臣承認に係る事務について、関連文書第３項第１号に基づき物別課長等との対応に当たる者とし、海上幕僚監部総務部経理課長をいう。

（６）不落随契

予決令第９９条の２の規定に基づく競争に付したものの、再度の入札をしても落札者がいない場合の随意契約をいう。

3 契約締結前に事前申請を要する契約

（１）申請者は、契約担当官等が装備品等及び役務の調達に関して随意契約によらざるを得ないと判断した場合、かつ、訓令第１６条第１項前段、同項第１号及び第２号に定められた次に掲げる金額を超える場合（予決令第８０条に基づく単価契約にあっては年間予定総額が訓令に定める金額を超える場合）には、契約締結前に大臣の承認を要するものとする。ただし、随意契約の選定の理由及

び相手方が当該年度において、既に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結する場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合については、この限りではない。

ア 調達要求 1 件の金額が 1 億 5, 000 万円

(ア) 装備品等の本体、部品、付属品の製造者と契約を行うとき

(イ) 装備品等の本体、部品、付属品に関連する役務の提供者と契約を行うとき

(ウ) 装備品等の本体、部品、付属品に関連する試作研究の実施者と契約を行うとき

(エ) 航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）第 3 条の規定による許可に係る事業を行う企業が一に限られているため、当該相手方と契約を行うとき

イ 調達要求 1 件の金額が 7, 500 万円

(ア) 前アに掲げるもの以外の契約を行うとき

(イ) 装備品等の本体、部品、付属品について、流通業者と契約を行うとき

(2) 前号の規定にかかわらず調達要求 1 件の金額が第 16 条第 1 項前段、同項第 1 号及び第 2 号に定める金額を超えない場合においても、複数の調達要求を一括して契約する場合に、契約 1 件当たりの金額が訓令に定める金額を超えるか、又は超えると見込まれる場合には、申請を要するものとする。

(3) 申請の時期は次のとおりとする。

ア 契約担当官等が調達要求及び契約審査会を経て随意契約を締結しようとするとき

イ 予決令第 99 条の 3 に規定される落札者が契約を結ばない場合において随意契約によらざるを得ないことが明らかになったとき

ウ 要求に先立ち、あらかじめ随意契約による調達が見込まれるとき

(4) 申請に係る一般的手続きについては、次に掲げるところによる。

ア 海上幕僚長への申請

申請者は、前号に掲げる時期に随意契約に関する大臣承認の申請を要すると判断した場合、付紙第 1 の申請文書及び調達の区分ごとに第 7 項第 1 号から第 5 号に掲げる様式を添えて速やかに海上幕僚長に対し大臣承認の申請を行わなければならない。

なお、申請は審査に係る期間を考慮してできる限り余裕をもって行うものとする。

イ 審査に係る調整

担当課長は、物別課長等から追加資料の要求等又は質問があった場合は、

関係各部と調整する。この場合、契約事務に関する事項については各契約担当官等に対して行い、調達要求に関すること及び技術的な事項等については、各調達要求部隊等の長に対して行う。

ウ 承認又は承認が得られなかった場合の通知

承認又は承認が得られなかった場合の通知は、大臣から海上幕僚長への通知の受付後、速やかに各申請者に通知する。

4 契約締結前に事前申請を要しない契約

(1) 毎年度、公募又は常続的公示で一者しかいないことを確認した場合で、次のアからクに該当する場合は、大臣承認を要しないものとする。

ア 調達要求1件の金額が1億5,000万円以上の場合で、航空機製造事業法第2条の2又は武器等製造法第3条の規定による許可に係る事業を行う者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

イ ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要せず、製造元である外国企業からそのライセンス生産を認められている者が一者に限られているため、当該者と契約を行う場合

ウ 輸入品の製造元である外国企業から日本国内における正当な輸入販売代理権を認められている者が一者に限られているため、当該輸入販売代理権に係る装備品等及び役務について契約を行う場合

エ 試作等を通じて開発した装備品等の量産の場合で、契約の履行に必要な技術又は設備を有する者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する装備品等の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合で、当該装備品等の全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の者の管理下で契約を履行しなければ、製造の目的達成に支障が生じるおそれがあるため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて当該装備品等の構成品に係る随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

カ 試作等に付随して実施が必要となる契約のうち、試作品の機能及び性能の

確認に係る部品又は技術支援その他役務の契約であって、当該契約を履行できる者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときあって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

キ 契約の履行に必要な製造図書や知的財産権等を利用できる者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

ク 契約に必要な設備、技術等について明らかにして公募を行った結果、応募者は一者となったため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に契約に必要な設備、技術等について明らかにして公募を行った結果、応募者が一者となったため随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

(2) 競争に付したものの結果的に随意契約とせざるを得ないもの（当初の入札参加の条件を変更した上で随意契約とした場合は除く）、原契約に係る変更契約及び装備品等の定期整備、検査・修理等の契約に関する原契約に係る追加契約は、大臣承認を要しないものとする。

5 契約締結後に事後報告を要する契約

申請者は、契約担当官等が訓令第16条の規定による大臣の承認を要する契約であって、次に掲げる部隊支援上緊急を要する場合等に大臣の承認を得ることなく緊急に契約せざるを得ない場合は、当該契約締結後15日以内に付紙第2の報告文書に付紙様式第6を添えて海上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動に係る調達
- (2) 故障修理又は安全対策に係る調達
- (3) その他部隊支援上必要な調達

6 随意契約決定後※ に大臣報告を要する契約

申請者は、契約担当官等が訓令第16条の規定による大臣の承認を要する契約であって、次に該当するときは、当該随意契約決定後、15日以内に付紙第3の報告文書に付紙様式第7を添えて海上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 第4項第1号イ及びウに該当する場合。ただし、既にこの項による防衛大臣の報告を行っている場合は、要しないものとする。
- (2) 企画競争において評価を行った結果、最も優れた提案を行った者と随意契約を行う場合

※「随意契約決定後」とは

契約審査会等によって、当該調達を随意契約によることを決定した場合をいう。

7 提出資料（定型様式）

申請文書又は報告文書に添付する定型様式は、次に掲げるところによる。

(1) 付紙様式第1

公共調達の適正化について（財計第2017号。18. 8. 25）第1項第2号①に規定される競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

(2) 付紙様式第2

公募手続きの結果、資格を満たす者が一であるため随意契約によらざるを得ない場合

(3) 付紙様式第3

企画競争の結果、最も優れた企画提案を提示した者と随意契約によろうとする場合

(4) 付紙様式第4

常続的公示による随意契約による場合

(5) 付紙様式第5-1から第5-2

本様式は、装備品等の部品、付属品及びこれらに関連する役務等において、調達要求1件の金額が訓令第16条第1項第1号から第3号に定める金額を超えない場合においても、複数の調達要求を一括して契約する場合に、契約1件当たりの金額が訓令に定める金額を超えるか、又は超える見込みのものについて、随意契約によろうとする場合に付紙様式第1から付紙様式第3に併せて作成する。ただし、本様式の作成は、調達要求書の提出をもって代えることができるものとする。

(6) 付紙様式第6

第5項に規定する事前に大臣の承認を得ることなく緊急に契約せざるを得なかった場合

(7) 付紙様式第7

第6項に規定する随意契約に係る大臣報告をする場合

8 提出資料（随意契約の妥当性を証明する資料）

申請において添付する随意契約の妥当性を証明する資料は、文書処理の効率化・合理化にかんがみ、申請文書とは別に送付するものとし、次に掲げるものを標準として提出する。準備標準は付表のとおり。

なお、申請の時期に存在しない資料は、省略できる。

- (1) 装備品等の概要、親機器が分かる資料
- (2) 調達要求書（内訳書がある場合は内訳書を含む。）
- (3) 役務、製造請負、賃貸借及び売買において仕様書がある場合は、その仕様書
- (4) 調達要領指定書において契約相手方に指定事項を要求している場合は、調達要領指定書
- (5) 調達要求及び契約審査会議事録等資料
- (6) 公募又は企画競争を行った場合は、募集要項及び指名リスト
なお、指名リストを作成していない場合にあっては、公募案件、応募者名、合格者名、合格理由の分かる資料
- (7) 公募又は企画競争の技術審査における技術審査資料（審査基準が分かるものを含む。）
- (8) 武器等製造法、航空機製造事業者法等、その他法令により契約相手方が一に特定されるため随意契約によろうとする場合は、当該許認可証の写し
- (9) 外国製造企業からライセンス又は販売権を受けている場合及び修理企業が製造企業から検査・修理に係る技術援助協定を得ている場合、並びに相手方が特許権等有する場合は、当該ライセンス証等の写し
- (10) 条約等の国際的取決めにより契約相手方が一に定められているため随意契約によろうとする場合は、当該条約等取決めの写し
- (11) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもので随意契約による場合は、当該閣議決定の写し
- (12) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているものは、当該取決めの写し
- (13) 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約を行う場合は、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることを証明する資料
- (14) 予決令第99条の2による指名競争入札による事前辞退の場合又は第99条の3による落札者が契約を結ばないときに随意契約によろうとする場合は、指名した者若しくは契約を結ばない者からの辞退に当たり相当の理由を付した辞退書

9 随意契約によることが不適当とされた場合

契約担当官等は、大臣から随意契約によることが不適当であると通知されたときは次のとおり適切な処置をとるものとする。

- (1) 競争性の余地があるものについては、入札参加資格又は仕様書の見直しにより競争入札に移行する。
- (2) 公募手続きにおいて特定の者しか受注できない募集要項になっている場合は、修正の上、再度公募手続きを行う。
- (3) 企画競争において審査結果が恣意的であるとされたものは、審査要領を見直し再度審査する。

10 その他

本通知に定めのない事項については、担当課長、契約担当官等及び関係各部との協議による。

(申請例)

発 簡 番 号
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿

〇 〇 地 方 総 監

防衛大臣の承認を要する随意契約について（申請）

標記について、別添のとおり申請する。

関連文書：海幕経第〇〇〇〇号（ 年 月 日）
添付書類：別 紙

(事後報告例)

発 簡 番 号
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿

〇 〇 地 方 総 監

防衛大臣の承認を要する随意契約について（報告）

標記について、関連文書第5項の規定に基づき随意契約を締結したので、別添のとおり報告する。

関連文書：海幕経第〇〇〇〇号（ 年 月 日）

添付書類：別 紙

(報告例)

発 簡 番 号
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿

〇 〇 地 方 総 監

防衛大臣の承認を要する随意契約について（報告）

標記について、別添のとおり報告する。

関連文書：海幕経第〇〇〇〇号（ 年 月 日）

添付書類：別 紙

高額な随意契約の大臣承認 説明資料（競争性のない随意契約）

調達品名	
部品、構成品の場合、 本体装備品等名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される。
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約によらざるを得ない理由 (類型)	「公共調達の適正化を図るための措置について」(装管調第107号。27. 10. 1) 別紙の1(7)又は(8)のアからウの該当するものを○で囲む。 (7) ・ (8) ア ・ イ ・ ウ
随意契約とする予定の企業名	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置 について(装管調第 107 号。27.10.1) 付紙第3に準じて、具体的かつ詳細な 理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ※1	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式※2、契 約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式※2、 契約実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27.10.1)第1項第2号の規定により大臣承認手続きを実施する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

高額な随意契約の大臣承認 説明資料（公募）

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される。
公募を実施した理由 ※1	
契約の履行に必要な技術・設備等	
審査基準の設定	年 月 日
公募期間	年 月 日 ～ 年 月 日
公募条件	
公募参加希望者数	
うち、参加条件を満たさない参加者数 及びその理由	
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約とする予定の企業名	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27.10.1) 付紙第3に準じて、具体的かつ詳細な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ※2	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式※3、契約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式※3、契約実施機関)	

※1 「公共調達の適正化を図るための措置について」(装管調第107号。27.10.1) 別紙の1(6)のアからキで該当するもの(単発の契約で常続的公示という形式はとっていないが、調達要求から落札までの間、新規参入者の存在しないことを確認したもの)は条項の番号(例:(6)ア)、艦船や弾薬に係る調達で参加希望者の契約履行能力の有無を入札に先立ち確認する必要があり公募を実施したもの、結果として契約履行能力のある者が1者だった場合はその旨を記載する。

※2 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27.10.1) 第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施する場合には記載不要

※3 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

高額な随意契約の大臣承認 説明資料（企画競争）

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される。
企画競争を実施した理由	
審査基準の設定	年 月 日
企画競争募集期間	年 月 日 ～ 年 月 日
企画競争参加条件	
企画競争参加者数	
うち、参加条件を満たさない 参加者数及びその理由	
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約とする予定の企業名	
随意契約とする予定の企業が他の参加 者より優れていた主な理由	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置に ついて(装管調第 107 号。27.10.1) 付紙 第 3 に準じて、具体的かつ詳細な理由を 記載すること。)	
過去の契約実績 ※1	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式※2、契約 実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式※2、契 約実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第 77 号。27.10.1) 第1項第 2 号の規定により大臣承認手続きを実施する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する
随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

高額な随意契約の大臣承認 説明資料（常続的公示）

調達品名	
部品、構成品の場合、 本体装備品等名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される。
随意契約によらざるを得ない理由 (類型)	「公共調達の適正化を図るための措置について」(装管調第107号。27. 10. 1)別紙の1 (6)のAからキ及び(7)のA又はイの該当するものを記載する。例:(6)ア
常続的公示の開始日	年 月 日
応募条件	
これまでの応募者数	
うち、参加条件を満たさない応募者 数及びその理由	
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約とする予定の企業名	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置 について(装管調第 107 号。27.10.1) 付紙第 3 に準じて、具体的かつ詳細な 理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ※1	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式※2 契約 実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式※2 契 約実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第 77 号。27.10.1)第1項第2号の規定により大臣承認手続きを実施する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

(記載例)

【公募】

No.	装備品名	部品番号	調達品名	予定相手方	随契理由	備考
1	F-2	12345-10301	ACTUATER MLG-R	川崎重工業	公募の結果、応募者は1社しかなく、かつ、応募者は審査基準を満たしているため	
2		12345-10302	ACTUATER MLG-L			
3		12345-10303	ACTUATER MLG			
4		12345-10311	WHEEL MLG-R			
5		12345-10312	WHEEL MLG-L			
6		12345-10313	WHEEL MLG			
7	F-15	67890-20101	HARNES-11	川崎重工業	公募の結果、応募者は2社あったが、審査基準を満たしているのは予定相手方1社のみ	
8		67890-20102	HARNES-12			
9		67890-20103	HARNES-13			
10		67890-20104	HARNES-14			
11		67890-30700	GENERATOR修理			
12		67890-40200	高度計修理			

【企画競争】

No.	装備品名	部品番号	品名	予定相手方	随契理由	備考
1	F-2	12345-00024	FLAME-24	川崎重工業	企画競争の募集を行ったが、応募者は1社しかなく、かつ、応募者は審査基準を満たしているため	
2		12345-00025	FLAME-25			
3		12345-00026	FLAME-26			
4		12345-00027	FLAME-27			
5		12345-00110	PANEL-10			
6		12345-00111	PANEL-11			

【その他】

No.	装備品名	部品番号	品名	予定相手方	随契理由	備考

※ 予定相手方毎に作成すること。

緊急調達に係る大臣報告

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
調達要求日	年 月 日
契約締結日	年 月 日
当該装備品等又は役務が 必要な時期(納期) ^{※1}	年 月 日
当該装備品等又は役務が製造 請負契約の場合、製造期間 ^{※1}	約 日間
緊急要件	「自衛隊法」(昭和29年法律第165号第6章に規定する 自衛隊の行動・故障修理・安全対策・その他
緊急に必要な理由(詳細) ^{※2}	
業態調査の状況(方法、結果等)	
契約方式	一般競争(公告 日)・指名競争(公告 日) ・随意契約(公募・企画競争 実施・未実施)
入札、公募又は企画競争の 場合の条件	
入札、公募又は企画競争参加者数	
他の参加者	
指名随契審査会等実施	年 月 日
主な意見	
契約相手方名	
随意契約の場合はその理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装 管調第107号。27.10.1)付紙第3に準じて、具体的 かつ詳細な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ^{※3}	有・無
前回(契約相手方、契約方式 ^{※4} 、契約実 施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式 ^{※4} 、契約 実施機関)	

- ※1 「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)第2条第4号に規定する装備品等をいう。
- ※2 「緊急に必要な理由」については、なぜ調達要求を早められなかったか、なぜ契約締結を遅らせられないのかという観点から記載すること。
- ※3 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施する場合には記載不要
- ※4 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。
随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

随意契約に係る大臣報告

調達品名		
	部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関		
調達実施機関		
契約担当官等		
連絡窓口・担当者		(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日		年 月 日 ・要求前だが当年度の調達が予想される
随意契約について大臣に報告する理由(類型)		「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛 庁訓令第4号)第16条第1項第14号、第15号又は第21号の うち該当するものを○で囲む。 第14号 ・ 第15号 ・ 第21号
指名随契審査会等実施		年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
	主な意見	
契約締結予定日		年 月 日
随意契約とする予定の企業名		
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装 管調第107号。27.10.1) 付紙第3に準じて、具体 的かつ詳細な理由を記載すること。)		
過去の契約実績 ※1		有 ・ 無
	前回(契約相手方、契約方式※2、契約実 施機関)	
	前々回(契約相手方、契約方式※2、契約 実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施
する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

提出資料準備標準^{注1}

申請区分	申請区分(細部)	付紙様式	第8項資料準備担当	随意契約の妥当性を証明する資料 第8項各号番号
要求に先立ち、調達が見込まれる場合	・競争性のない随意契約 ・常統的公示による随意契約 (随意契約やむを得ないもの)	付紙様式第1 付紙様式第4 (付紙様式第5)	調達要求元部隊等の長等	提出必須：(1) 該当資料任意選択 ^{注2} ：(10) から (14) 中該当するもの
	公募により資格を満たす者が一者である場合の随意契約	付紙様式第2 (付紙様式第5)	契約担当官等	提出必須：(6)
	企画競争により最も優れた企画提案を提出した者との随意契約	付紙様式第3	調達要求元部隊等の長等	提出必須：(1)、(7) 該当資料任意選択：(8)、(9) 中該当するもの
	企画競争により最も優れた企画提案を提出した者との随意契約	付紙様式第2	契約担当官等	提出必須：(6)
調達要求及び契約審査会を経て随意契約を締結しようとするとき	企画競争により最も優れた企画提案提出者との随意契約	付紙様式第3	調達要求元部隊等の長等	提出必須：(1)、(2)、(3)、(7) 該当資料任意選択：(4)、(8)、(9)
	一者となった指名競争参加者又は他に履行可能な者との随意契約 (予決令第99条の2 (不落随契を除く。)、第99条の3)	付紙様式第1	契約担当官等	提出必須：(5)、(6)、(14)
	指名競争における事前辞退又は落札者が契約を結ばないとき		調達要求元部隊等の長等	提出必須：(1)、(2)、(3) 該当資料任意選択：(4)
			契約担当官等	提出必須：(5)、(6)、(14)

注1：あくまで標準であり、適宜省略することができる。

注2：該当資料任意選択とは、調達の性質に応じて該当するものを選択提出することを示す。